

北見市上下水道審議会委員応募要領

北見市は、水道及び下水道事業の健全な経営を図るにあたり、使用者の皆様のご意見を反映させていただくため、「北見市上下水道審議会」の委員の一部を公募します。

1. 応募要件

- ・満 18 歳以上の方（令和 4 年 4 月 1 日現在）
- ・北見市に住所又は居所を有し、水道及び下水道の少なくとも一方を使用している方
- ・北見市の他の附属機関等の委員でない方
- ・北見市の職員又は北見市議会議員でない方

2. 公募人員

4 名

※ 北見市上下水道審議会の委員は公募のほか、下記の方を含めて 14 名となっております。

- ・各自治区に住所を有する使用者
- ・学識経験者又は有識者
- ・その他市長が適当と認める者

3. 応募方法等

(1) 応募に際して提出していただくもの

上下水道局総務課、北見市役所本庁舎、各総合支所、支所、出張所に置いてある応募用紙に必要事項及び北見市の上下水道事業についてお考えのことを自由に記入し、お申込みください。

ご応募いただいた書類は個人情報保護のため、この目的のみに使用いたします。なお、ご返却はいたしませんので、あらかじめご承知置きください。

様式は北見市上下水道局ホームページからもダウンロードできます。

ホームページには右のQRコードからアクセスしてください。



(2) 募集期間及び提出方法

- ①募集期間 令和 4 年 7 月 6 日（水）～令和 4 年 8 月 10 日（水）
- ②提出方法 上下水道局総務課へ持参または送付（8 月 10 日付の消印有効）
電子メール : ki.somu@city.kitami.lg.jp
ファクシミリ : 0157-31-3591

4. 選考方法及び選考結果

北見市に設置する選考委員会において提出された応募書類等により決定し、結果については、後日、ご本人あてに通知いたします。

5. 審議会委員の業務内容

市長の諮問等に応じ、次の事項について調査、審議していただきます。

- ②水道及び下水道事業の経営に関すること。
- ②上記の他、市長が水道及び下水道事業の経営上必要と認める事項に関すること。

6. 会 議

審議会は年間 4 回程度の開催を予定しており、会議は公開で行います。

7. 報 酬

出席された委員には、その都度、市条例の規定に基づき日額報酬が支給されます。
1 回の開催につき 3,200 円（審議時間が 3 時間を超えた場合 6,400 円）

8. 今回公募する委員の任期

令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの 2 年間

9. お問い合わせ 詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

北見市上下水道局 総務課 総務係
090-8701 北海道北見市中ノ島町 1 丁目 4 番 1 号
電話 0157 - 25 - 1177 FAX 0157 - 31 - 3591